

委託契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、委託契約書及び委託契約書附属約款（平成17年遠野市告示第97号。以下「附属約款」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(仕様書)

第2条 附属約款第1条の仕様書は、次のとおりとする

- (1) 設計業務委託契約又は設計業務と他業務の一括委託契約の場合 岩手県県土整備部の定める設計業務等共通仕様書
- (2) 測量委託契約の場合 岩手県県土整備部の定める測量業務共通仕様書
- (3) 地盤調査委託契約の場合 岩手県県土整備部の定める地質調査共通仕様書
- (4) 特記仕様書

2 前項第1号、第2号及び第3号の仕様書の内容が第4号の特記仕様書の内容と相いれないときは、特記仕様書による。

(管理技術者)

第3条 附属約款第10条で定める管理技術者は、特記仕様書で定める業務経験を有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、業務委託料が500万円未満で、かつ、その業務が簡易であると発注者が認めた場合は、受注者が定めた者を管理技術者とすることができる。

(照査技術者)

第4条 附属約款第11条で定める照査技術者は、特記仕様書で定める業務経験を有しなければならない。